

飯塚市規則第 号

飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則（改正案全文）

（趣旨）

第1条 この規則は、飯塚市奨学資金貸付基金条例（平成18年飯塚市条例第62号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（収入基準）

第2条 条例第5条第3号に規定する収入基準以下の世帯は、奨学生の属する世帯の収入が生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により算定した当該世帯の基準額の2.0倍の額以下の世帯とする。

2 前項の収入は、奨学生と同一の生計にある者の所得額の合計から被扶養者について別に定める額を控除した額とする。

（貸付けの申請）

第3条 条例第8条の規定により奨学資金の貸付けを受けようとする者（次条において「申請者」という。）は、奨学資金貸付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を別に定める期日までに提出しなければならない。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 世帯全員の住民票の写し

(2) 所得を証する書類

(3) 在学証明書

(4) 前3号に掲げるもののほか、世帯の生計に関する書類で市長が必要と認めるもの

（貸付けの決定通知等）

第4条 奨学生を決定する場合において、条例第5条第4号ただし書に規定する別に定めるものとは、次に掲げるものとする。

(1) 高等学校等就学支援金の給付に関する法律（平成22年法律第18号）の規定による支援金

(2) 福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱の規定による給付金

- 2 奨学生の決定に当たっては、選抜試験その他の方法を用いて選考することができる。
- 3 条例第8条第2項の規定により奨学生を決定したときは、採否を文書により申請者に通知する。
- 4 奨学生の決定を受けた者は、その通知を受けた日から30日以内に次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 奨学資金借用証書
 - (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
 - (3) 奨学資金の貸付けに必要な書類
- 5 特別な事情なく、奨学生の決定を受けた者が前項各号の書類を提出しないときは、奨学資金の貸付を辞退したものとみなす。

(連帯保証人)

第5条 奨学生となった者は、独立して生計を営み、連帯して奨学資金の債務を負担する能力を有する成年者2人を連帯保証人として立てなければならない。

- 2 前項の場合において、奨学生が未成年であるときは、原則として、連帯保証人のうち1人は保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。)とする。

(奨学資金の貸付け)

第6条 奨学資金は、年2回に分けてそれぞれ6箇月分ずつ貸し付けるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 2 条例第10条第1項の貸付けを休止する期間は、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までとする。
- 3 休学により貸付けが休止され、既に貸付けた奨学資金があるときは、当該貸付け奨学資金を返還しなければならない。

(届出事項)

第7条 条例第9条の規定による変更の届出の事由が生じたときは、変更届に変更の内容を証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- 2 奨学生は、毎年4月における奨学生の資格を証するために必要な書類及び奨学資金の貸付けに必要な書類を、5月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 奨学生は、奨学資金の貸付けを辞退しようとするときは、辞退届を速やかに市長に提出しなければならない。

(貸付額の確定及び返還の通知)

第8条 市長は、奨学生が貸付けを受けなくなったときは、奨学資金の貸付額を確定し、返還額及び返還期間等を文書により奨学生に通知する。

(返還の猶予)

第9条 条例第12条の規定による返還の猶予については、次のいずれかに該当する者とする。この場合において、返還の猶予を受けようとする者は、奨学資金返還猶予申請書(様式第2号)にその理由を証する書類を添付して、猶予を希望する月までに提出し、猶予を受けなければならない。

(1) 疾病等による療養のため入院等をせざるを得ない場合であって、著しく返還が困難と認められるとき。

(2) 在学する学校を卒業後に更に上級の学校に入ったとき。

(3) その他特別の事情のため、返還が困難であると市長が認めるとき。

(返還の免除)

第10条 条例第13条の規定により返還の免除を受けようとする者は、奨学資金返還免除申請書(様式第3号)にその理由を証する書類を添付して速やかに提出し、減免を受けなければならない。ただし、同条第3号の規定による免除を受けようとする者は、毎年度提出するものとする。

2 条例第13条第3号の規定による返還の免除は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 当該年度における最初の返還期日の属する月の前年の応当月から当該返還期日の前日までの間に、奨学生が市内に住民票を有していた期間があること。

(2) 現に支払うべき返還金がある場合においては、その返還に滞納がないこと。

(3) 前項の申請時において奨学生又はその扶養者(奨学生が被扶養者である場合に限る。)に市税等の滞納がないこと。

3 前項の規定に該当する場合は、1年間の返還額から対象となる月(以下「居住月」という。)分を免除することとする。なお、居住月の要件は、1月のうち住民票を有する期間が半月以上ある場合とする。

(延滞利息)

第11条 奨学生であった者が、正当な理由がなく返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、年10パーセントの延滞利

息を徴収することができる。

- 2 市長は、奨学生であった者が前項の返還期日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞利息を減免することができる。

(審議会の所掌事務)

第12条 条例第14条に規定する飯塚市奨学資金貸付審議会(以下「審議会」という。)は、奨学生の選考等を調査審議するものとする。

(審議会の組織)

第13条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第14条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第15条 前条の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第2号に掲げる委員については、任命されたときにおける当該身分又は要件を欠くに至ったときは、解任されたものとする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第16条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会議を主宰するとともに会議の議事を取りまとめ、速やかに市長に報告しなければならない。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第17条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審議会の庶務)

第18条 審議会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(会長への委任)

第19条 第12条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則(昭和44年飯塚市教育委員会規則第1号)、穂波町育英資金条例施行規則(昭和42年穂波町規則第5号)又は庄内町育英資金条例施行規則(昭和40年庄内町教育委員会規則第6号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年6月26日 規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日 規則第10号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日 規則第17号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月9日 規則第26号)

この規則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第10条第2項の規定は、平成30年4月1日以後新たに奨学生の決定を受け、奨学資金借用証書を提出

し、貸付けを受けたものにつき適用する。

- 3 この規則による改正前の飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則の規定により貸し付けられた奨学資金については、なお従前の例による。

奨学資金貸付申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

- 飯塚市奨学資金貸付基金条例第8条の規定により、奨学資金の貸付けを受けたいので、裏面の事項を誓約のうえ、関係書類を添えて次のとおり申請します。

貸付けを申請する者	ふりがな 本人氏名			印	性別	男・女	
	生年月日	年 月 日生(満 歳)					
	現住所	〒 — (電話 — —)					
	学校学年等	学校名	在学年	正規の修業年限			
親権者等	ふりがな 親権者氏名			印	本人との続柄		
	現住所	〒 — (電話 — —)					
保護者等	ふりがな 保護者氏名			印	本人との続柄		
	現住所	〒 — (電話 — —)					
同一生計の世帯状況	続柄	氏名	年齢	同居 別居	所得金額(千円)		備考 (学校名学年)
					給与所得額	その他所得額	
	本人						
合計額							

※1 本人、親権者又は未成年後見人はそれぞれ自筆で署名し押印してください。
親権者等が保護者と同じ場合は、保護者欄に「同上」と記入してください。

※2 添付書類 (1) 住民票の写し (2) 所得証明書 (3) 在学証明書
(4) 市長が必要と認める書類の写し(該当がある場合のみ添付)

※3 貸付けを受けることができる期間は、貸付けを申請する者(申請者)が在学する学校の正規の修業期間から申請前に既に在学していた年数を除いた期間です。

※4 他の奨学金と同時に申請することはできますが、両方ともに受給することはできません。

(誓約事項)

○ 採用されたときは、奨学生としての自覚を持って勉学に励むとともに、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。

○ 親権者又は未成年後見人及び保護者は、申請者が奨学資金の貸付けを申請することに同意し、飯塚市奨学資金貸付基金条例及び同施行規則並びに関係法令を遵守し、奨学資金の貸付けを受けた後、返還等の義務が生じた場合には、連帯保証人として奨学生本人とともに返還等の義務を誠実に履行していくことを誓約いたします。なお、返還にあたり所得状況等について、市県民税課税台帳を閲覧、記録することを承諾いたします。

○ 奨学生と連帯保証人は、奨学資金の返還を滞納した場合は、利息制限法に規定する賠償額の範囲で延滞利息を支払います。

申請者本人の自己推薦欄(自筆で記入)※必須
申請者の生活費・学資を負担する者の、申請者本人推薦欄(自筆で記入)※必須

奨学資金返還猶予申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

奨学生本人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
(親権者又は保護者)

氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

飯塚市奨学資金貸付基金条例第12条及び飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第9条の規定により、奨学資金の返還猶予を受けたいので、裏面の事項を誓約のうえ、関係書類を添えて申請します。

記

返還すべき期間	年 月 から 年 月 まで	
返還猶予希望の期間	年 月 から 年 月 まで	
返還猶予を希望する返還月額	本来の返還月額	返還猶予を希望する額
返還猶予の事由		

(誓約事項)

- 決定があった場合には、猶予を受けたあとの変更事実を記載した「返還を確約する書類」を、連帯保証人と連署のうえ速やかに提出いたしますとともに、万一、私が飯塚市が指定する期日内に提出しない場合は、返還猶予について既に受けた決定を取消されても何ら異議を申立てません。
- 返還猶予の決定が無いとき又は既に受けた決定を取消されたときは、遅滞なく本来の返還月額を納入いたします。

奨学資金返還免除申請書

年 月 日

(あて先)飯塚市長

奨学生本人 住所
氏名 印

連帯保証人 住所
(親権者又は保護者)

氏名 印

連帯保証人 住所
氏名 印

飯塚市奨学資金貸付基金条例第13条及び飯塚市奨学資金貸付基金条例施行規則第10条の規定により、奨学資金の返還免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。また、返還免除の許可が無かったときは、遅滞なく奨学資金を返還いたします。

記

貸付総額	円	貸付期間	年 月から 年 月まで
返還済金額	円	返還期間	年 月から 年 月まで
返還未済額	円	免除を受けようとする金額	_____円
免除を申請する理由			

※この申請書には、免除を申請する理由を証する書類（死亡診断書、診断書、市町村長等の証明書等）を添付すること。

飯塚市内私立保育園給与等調べ

福祉文教委員会資料
平成29年9月20日提出

(1) 29年度正規保育士の給与状況

単位：円

	1年目平均年収	5年目平均年収	10年目平均年収	15年目平均年収	20年目平均年収
正規職員	2,572,161	3,006,124	3,336,207	3,543,881	3,905,309
	平均月収	平均月収	平均月収	平均月収	平均月収
	214,346	250,510	278,017	295,323	325,442

(2) 正規保育士の労働時間等

労働時間及び勤務日数の平均	1日の労働時間	1週間の勤務日数
	7時間48分	5.3日

(3) パート保育士の労働時間等

時給と労働時間の平均	時給	1日の労働時間
	963円	6時間20分

(4) 採用計画及び採用実績

単位：人

年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	31年度
	採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数	採用計画	実採用人数	採用計画	採用計画
採用計画及び採用実績	43	35	46	36	52	36	52	49	46	22

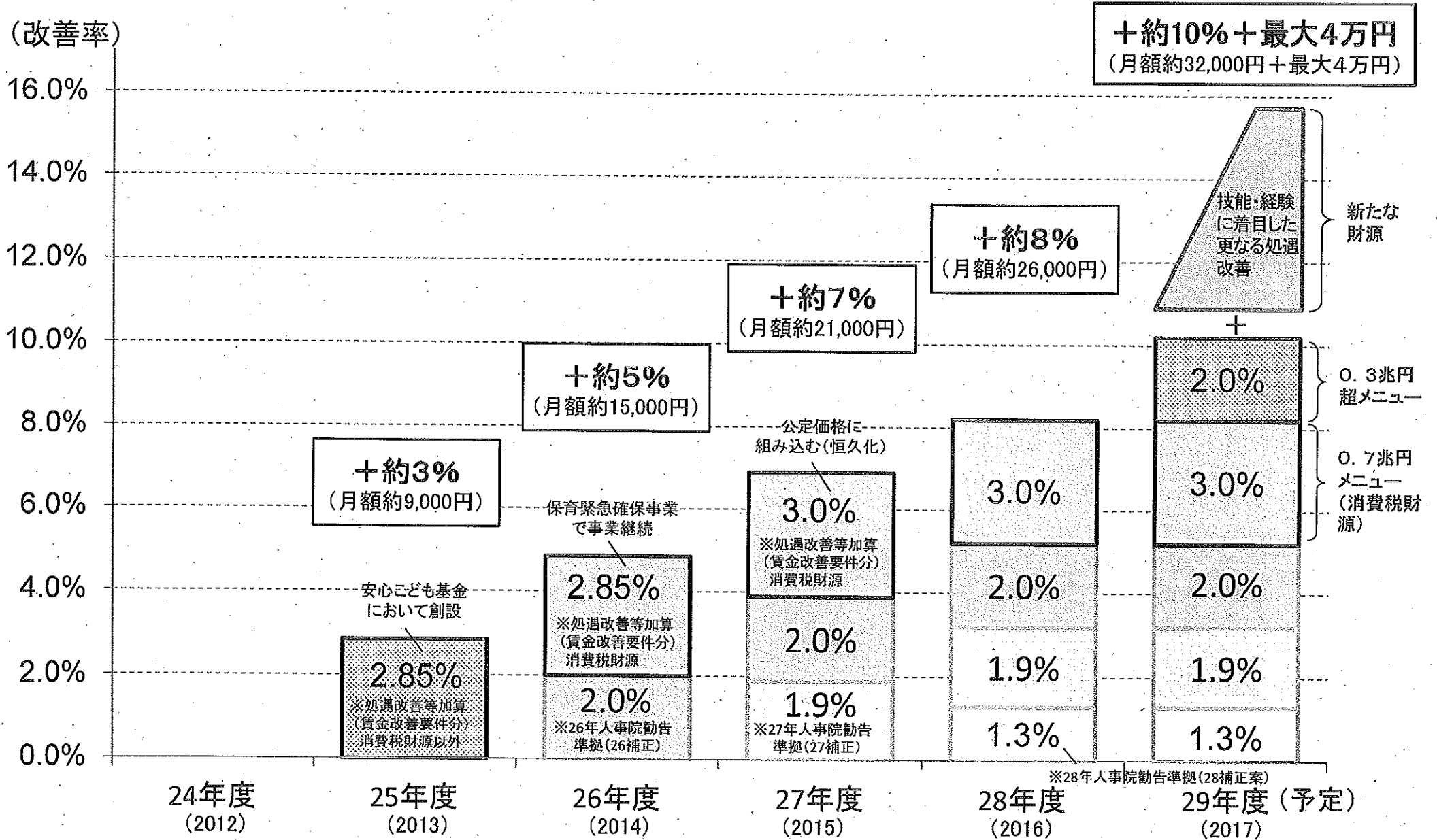
(5) 奨学金返済状況

奨学金返済状況	返済人数	平均返済金額
	64人	15,641円

(6) 生活資金貸付事業アンケート調査

生活資金貸付事業アンケート調査結果 (全保育士を対象に調査)	保育士数	希望する	希望しない
	429	202	227

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

所要額 約1,100億円(公費)

※幼稚園、認定こども園等のほか、児童養護施設等
や放課後児童クラブの職員への処遇改善を含む。

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築



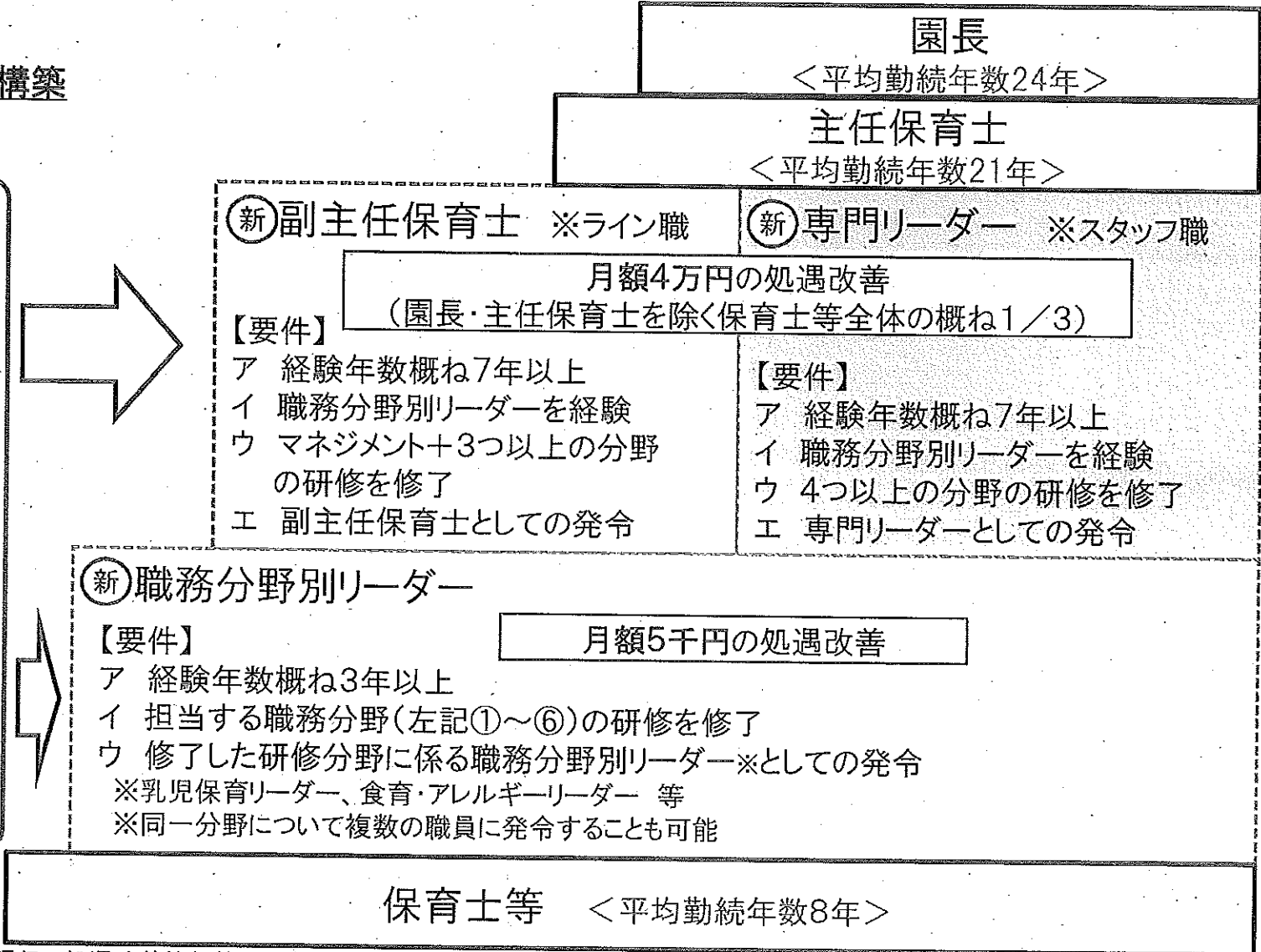
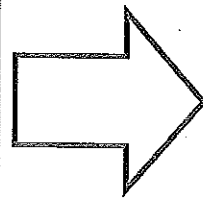
①新 キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等
 ※ 研修修了の効力:全国で有効
 ※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効



※上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

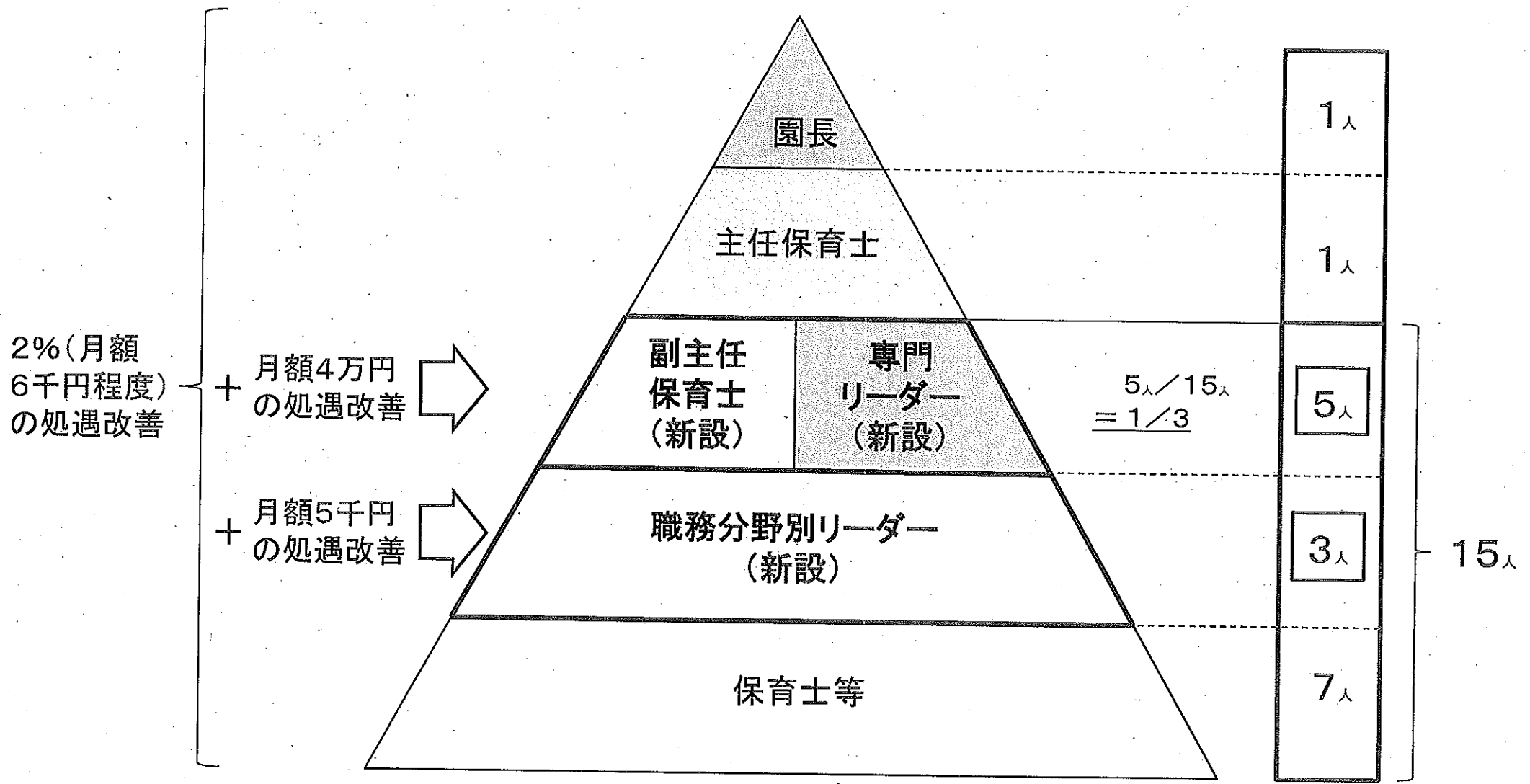
留意事項

- 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。
ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。
- 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



※新たな名称はすべて仮称

技能・経験に応じた保育士等の処遇改善について

内閣府子ども・子育て本部

目的・趣旨

平成29年度から実施する「技能・経験に応じた処遇改善」は、新たに副主任保育士など中堅の役職を創設していただき、その職務・職責に応じた処遇改善を行うことにより、保育園等におけるキャリアアップの仕組みの構築を支援するものです。

○月額4万円の加算対象・・・副主任保育士、中核リーダー、専門リーダー等(以下、「副主任保育士等」)
経験年数概ね7年以上※の者を想定しており、施設の職員数の概ね1/3が対象となります。

○月額5千円の加算対象・・・職務分野別リーダー、若手リーダー(以下、「職務分野別リーダー等」)
経験年数概ね3年以上※の者を想定しており、施設の職員数の概ね1/5が対象となります。

※ 経験年数は概ねの目安であり、各施設の職員構成等に応じて柔軟に対象者を決めることが可能です。
ただし、家庭的保育事業所、居宅訪問型保育事業所においては、それぞれ「7年以上」、「3年以上」とします。

処遇改善は、基本給又は手当により月額で行われることが必要です。

施設での手続き【1. 処遇改善の対象者の決定】

まず、上記の目的・趣旨を踏まえて、処遇改善を行う対象者の決定を行う必要があります。

- ・園長・主任保育士※を除き、保育士・教諭に限らず施設の通常の保育・教育に従事する全ての職種・職員(非常勤職員含む)を対象とできます。
- ・処遇改善については、副主任保育士等は月額4万円、職務分野別リーダー等については月額5千円で行っていただく必要がありますが、副主任保育士等の4万円の加算については、その対象職員数の1/2(端数切り捨て)に確実に4万円の処遇改善を行った上で、その他の職員に月額5千円以上4万円未満の範囲で配分することが可能です。

※ 主任保育士については、各施設における給与水準のバランス等を踏まえて必要な場合には、5千円以上4万円未満配分の対象とすることができます。下記参照。

《5千円以上4万円未満の配分について、考えられるパターン(4万円加算対象者5人(総額20万円)の場合)》

- 施設内での段階的なキャリアアップの仕組み作りのため、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給したうえで、将来的に副主任保育士等を担う人材4人に3万円ずつ手当を支給。
- 副主任保育士等に4万円の処遇改善を行うことで主任保育士の給与と差がほぼ無くなってしまいう場合等、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給したうえで、主任保育士に5千円以上4万円未満で手当を支給。その他の職員に、残った金額を5千円以上4万円未満の範囲で手当を支給。
- 施設内の職員の給与のバランスに配慮し、副主任保育士等2人に4万円の手当を支給した上で、2万円の手当を5人に、1万円の手当を2人に支給
など、施設におけるキャリアアップの仕組みの構築を踏まえた職員育成・配置計画に応じて、柔軟に配分することが可能です。

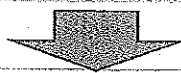


施設での手続き【2. 対象者への発令等】

月額4万円、5万円、5万円以上4万円未満の処遇改善を行う職員については、発令・職務命令を行っていただく必要があります。

主任保育士に配分を行う場合は、すでに主任保育士の発令等を受けていることから、改めて発令等を行う必要はありません。また、年度途中で発令が行われた場合でも、4月からその発令を受けるに相当する業務を行っていることが確認できる場合は、4月分から加算の対象となります。

施設によっては、諸規定の改正にあたり、施設を運営する法人の理事会の承認を得ることが必要な場合があります。



施設での手続き【3. 申請手続き】

加算を受けるためには、都道府県(政令指定都市・中核市の場合は、その市)の認定を受ける必要があります。

施設の所在地の市町村が、所定の申請書を取りまとめて都道府県に提出することとなりますので、手続きについては施設が所在する市町村にお問い合わせください。

都道府県からの認定を受けた後、市町村から支払われる施設型給付(私立保育所の場合は委託費)、地域型保育給付に、加算が行われます。

なお、加算を受けた場合は、翌年度に賃金改善の実績報告書を提出する必要があります。

加算対象職員数の算定は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(内閣府、文部科学省、厚生労働省連名通知)のIV2(1)により行うこととなります。通知は、内閣府HP(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>)に掲載しております。

※ 対象職員数を計算するためのエクセルファイルも掲載しています

研修受講要件について

技能・経験に応じた処遇改善については、研修による技能の取得を通じたキャリアアップの仕組みとしておりますが、平成29年度については、研修の受講要件は課さず、平成30年度以降の要件についても職員の研修の受講状況等を踏まえて決定することとしています。

保育士の人材確保対策への取組

事業名	概要	市	予算額 (千円)	補助内容
①保育対策総合支援事業				
保育士・保育所支援センター設置 運営事業	潜在保育士等への就職相談あつせん、就職支援研修会 の開催等により、保育士の専門性向上と質の高い保育 人材の確保を目的とする	福岡市	8,555	—
保育士資格等取得支援事業	保育所等において、保育士及び保育教諭確保のため、 保育士資格及び幼稚園教諭免許状取得に要する費用を 助成し、保育士等の増加を図る	福岡市	1,229	10人 (通常)受講料1/2かつ受講料上限30万円 (特例)受講料1/2かつ受講料上限10万円 ※特例:幼稚園教諭資格取得者で3年かつ 4,320時間業務に従事した者が保育士資格を 追加取得する場合 (スクーリング)6,390円×日数
保育士の人材確保事業	未就学児をもつ保育士の子どもの保育料の一部貸付け 及び潜在保育士等に対する就職準備金を貸し付けるこ とにより保育人材確保に寄与することを目的とする	福岡市	7,615	保育料の一部貸付 月額2万7千円上限 就職準備金貸付 40万円以内
潜在保育士の保育所再就職・復 帰貸付金交付事業	保育士の安定的な人材の確保を図るため、「保育士資 格を持ち、かつ、現在保育士として勤務していない方」、 「1年以上保育士として働いていない方」の保育士として の再就職を支援する資金貸付事業	北九州市	9,300	保育所復帰支援 月額2万7千円上限 就職準備金 40万円以内
保育体制強化事業	地域住民や子育て支援経験者など地域の多様な人材を 保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減す ることによって保育士の就業継続及び離職防止を図る	嘉麻市	5,400	9万円×5園
保育士宿舍借上げ支援事業	保育士の宿舍を借り上げるための費用の全部又は一部 を支援することによって保育士が働きやすい環境を整備 することを目的とする	福津市	6,750	補助上限月額5万円

保育士の人材確保対策への取組

事業名	概要	市	予算額 (千円)	補助内容
保育補助者雇上強化事業	保育士の資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者を雇い上げるにより保育士の業務負担を軽減し保育士の離職防止を図り保育人材の確保を行う	古賀市	12,600	140万円×9園
②その他市独自事業(財政支援有)				
福岡市保育協会補助金	私立保育所等職員の処遇改善、資質の向上及び保育所運営の円滑化を図る	福岡市	1,225,013	(補助対象経費) 保育協会の運営に要する費用 保育協会が行う事業に要する費用 職員の処遇改善・資質の向上に要する費用 入所児童の処遇改善に要する費用 私立保育所等の運営に要する費用
保育人材確保事業	市内保育所に勤務する保育士の離職防止を図るため市内に居住している正規雇用の保育士に対し家賃補助を行う	福岡市	91,772	補助上限月額1万円
予備保育士雇用費補助	民間保育所の保育士確保を支援し、待機児童の解消を図るため年度当初から配置基準以上に余裕をもって保育士(予備保育士)を確保するための人件費相当を補助	北九州市	102,500	常勤保育士月額19万円 1園2人を上限とし、対象期間は4～12月
私立保育所・認定こども園運営費を補助運営費助成事業	配置基準を超えて雇用する充実保育士や新入園児加配保育士などの雇用経費の一部助成	久留米市	240,091	各園それぞれ1人
保育士人材確保対策事業	配置基準を超えた保育士雇用経費の一部助成	久留米市	61,910	50人 1人あたり
潜在保育士就職支援給付金給付事業	潜在保育士の就職支援として給付金を支給	久留米市	2,000	20人 1人あたり10万円

保育士の人材確保対策への取組

事業名	概要	市	予算額 (千円)	補助内容
私立保育園職員処遇改善等事業 補助金	待機児童ゼロを目標に年度途中より慢性的に発生している市内保育所(園)の待機児童を解消することを目的に創設 職員確保、離職防止等の費用、職員の処遇改善等を対象とする	嘉麻市	8,000	100万円×8園
臨時保育士紹介手数料	待機児童ゼロを目標に年度途中より慢性的に発生している市内保育所(園)の待機児童を解消することを目的に創設 民間人材派遣会社を活用して広く保育士求人を行い保育士確保に努める(公立保育所のみ)	嘉麻市	976	1人あたりの手数料 年収の20%
新採用保育士等に対する家賃補助制度	新採用保育士等に対する家賃補助	宗像市	14,400	家賃上限3万円
保育士処遇改善事業	基本地域手当と特別加算地域手当による保育士の確保を図る	行橋市	9,678	176人
私立保育所運営費補助事業	私立保育所運営費補助事業として私立認可保育所へ補助金を交付 対象補助の項目に対定数を超過して雇用する保育士の人件費を予算の範囲内で補助	筑紫野市	53,261	加配超過人数×138,000円 対象園8園で按分
就職支援金・移住支援金給付	市内認可保育所に新たに勤務する常勤保育士の方へ就職支援金・移住支援金を給付	小郡市	4,800	10万円 保育所就職のため市内に移住される方には10万円を上限として加算
③その他市独自事業(財政支援無)				
保育士就職継続支援事業	弁護士や社会保険労務士による相談窓口を開設	福岡市		

保育士の人材確保対策への取組

事業名	概要	市	予算額 (千円)	補助内容
保育士・保育所支援センター	保育士等として保育所への就職を希望する者と、求人を募集する保育所との調整を行い、スムーズな就職を支援するとともに、保育所に勤務している保育士からの様々な相談を受ける	北九州市		
保育士等資格活用研修	保育士等資格、看護師等の免許を持ちながら、現在その職に就いていない人を対象とし、保育施設への再就職に繋げるための研修会を開催	北九州市		
保育士就職支援説明会	保育士不足解消や就職後のミスマッチを防ぐため開催 市内の民間保育園がブースを設け、保育園の特色や勤務条件等の情報を提供する	北九州市		
保育士・保育所等支援センター事業	求人、求職等の情報提供や無料職業紹介事業、保育士支援セミナーの開催等	久留米市		
保育補助支援員	保育士の業務負担軽減を図ることを目的に、保育士資格を必要としない保育補助支援員を配置	嘉麻市		
保育スタッフ面談会	保育所での勤務希望者を対象に、保育所スタッフと勤務内容や条件など気軽に話せる場を設けることにより保育士確保に努める	宮若市		
保育士・保育所等支援センター	無料職業紹介所を開設	宗像市		
合同就職支援説明会	市内の認可保育所で構成する大野城市保育所連盟が主催する合同就職支援説明会	大野城市		
合同就職支援説明会	市内の保育所・幼稚園合同就職支援説明会	春日市		
合同就職説明会	保育士等資格を持っている方や保育士を目指す学生で市内の認可保育所で就労希望する方を対象に就職説明会を開催	太宰府市		

保育士の人材確保対策への取組

事業名	概要	市	予算額 (千円)	補助内容
保育士等無料職業紹介事業	子ども子育て支援事業を活用し、保育士等無料職業紹介事業を開始し、市内保育施設等への保育士の斡旋事業を実施	糸島市		
潜在保育士復帰支援事業	公立保育所における保育士体験と講習会を実施	大牟田市		
保育士等登録事業	今年度内に実施開始予定	大牟田市		
保育士等就職支援相談会	市内の保育施設と協力し、研修会と相談会を行い、保育士等の市内保育施設への就職へ繋げる	筑後市		
保育士等人材バンク	保育士の資格を持ち、就労を希望される方を登録してもらい、市内の保育施設からの要請に応じて適宜情報提供するもの	筑後市		
保育士・看護師等人材バンク	保育士等の登録を行い、採用希望施設に対し情報を提供している	みやま市		

飯塚市保育士修学資金貸付金所要額調べ

平成29年度所要額		15,300,000 円	
平成29年度2年生(平成30年3月卒業)			
4月		10月	→ 3月
50,000 円 × 6 月 × 35 人 = 10,500,000 円			
平成29年度1年生(平成31年3月卒業)			
4月		10月	→ 3月
50,000 円 × 6 月 × 16 人 = 4,800,000 円			

平成30年度所要額		15,600,000 円	
平成30年度2年生(平成31年3月卒業)			
4月			→ 3月
50,000 円 × 12 月 × 16 人 = 9,600,000 円			
平成30年度1年生(平成32年3月卒業)			
4月			→ 3月
50,000 円 × 12 月 × 10 人 = 6,000,000 円			

平成31年度所要額		10,800,000 円	
平成31年度2年生(平成32年3月卒業)			
4月			→ 3月
50,000 円 × 12 月 × 10 人 = 6,000,000 円			
平成31年度1年生(平成33年3月卒業)			
4月			→ 3月
50,000 円 × 12 月 × 8 人 = 4,800,000 円			

飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成29年 月 日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市規則第 号

飯塚市保育士修学資金貸付金条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、飯塚市保育士修学資金貸付金条例（平成29年飯塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 保育士養成施設の長の作成する在学証明書
- (3) 誓約書
- (4) 世帯員全員の同意書

2 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票謄本又は抄本
- (2) 誓約書
- (3) 印鑑証明書

（連帯保証人）

第3条 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者でなければならない。

（変更等の届出）

第4条 修学資金の貸付契約を締結した者又は条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、条例第8条第1項第4号に規定する届出をするときは、住民票謄本又は住民票抄本を添付しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、条例第8条第3項に規定する届出をするときは、死亡届の写し、死亡診断書の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付しなければならない。

（貸付金の返還）

第5条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付終了後、別に提出する飯塚市保育士修

学資金返還計画書記載のとおり、5年間以内に貸付金を返還する。ただし、市長は、修学資金の貸付けを受けた者に対し、条例第12条及び第13条に従って返還の猶予及び免除を行う。

- 2 修学資金の貸付けを受けた者は、条例第10条の事由が発生した場合には、条例第11条に従い、貸付金全額を直ちに返還しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、修学資金の貸付けを受けた者は、貸付金の全部または一部について繰り上げ返還を行うことができる。その場合、修学資金の貸付けを受けた者は市長に対して、繰り上げ返還の内容を届け出なければならない。
- 4 修学資金の貸付けを受けた者は、返還すべき貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは民法第419条の規定に基づき、返還すべき金額につき年5パーセントの遅延損害金を市長に支払わなければならない。

(返還方法の変更)

第6条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない事情により修学資金を返還することが著しく困難であると認めるときは、前条第1項の計画書の内容を変更することができる。

(返還の猶予)

第7条 条例第12条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、猶予の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(返還の免除)

第8条 条例第13条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

飯塚市保育士生活資金貸付金所要額調べ

平成29年度所要額		3,030,000 円	
平成27年度採用者分			
4月		10月	→ 3月
10,000 円 × 6 月 × 8 人 = 480,000 円			
平成28年度採用者分			
4月		10月	→ 3月
15,000 円 × 6 月 × 11 人 = 990,000 円			
平成29年度採用者分			
4月		10月	→ 3月
20,000 円 × 6 月 × 13 人 = 1,560,000 円			

平成30年度所要額		12,060,000 円	
平成28年度採用者分			
4月			→ 3月
10,000 円 × 12 月 × 11 人 = 1,320,000 円			
平成29年度採用者分			
4月			→ 3月
15,000 円 × 12 月 × 13 人 = 2,340,000 円			
平成30年度採用者分			
4月			→ 3月
20,000 円 × 12 月 × 35 人 = 8,400,000 円			

平成31年度所要額		11,700,000 円	
平成29年度採用者分			
4月			→ 3月
10,000 円 × 12 月 × 13 人 = 1,560,000 円			
平成30年度採用者分			
4月			→ 3月
15,000 円 × 12 月 × 35 人 = 6,300,000 円			
平成31年度採用者分			
4月			→ 3月
20,000 円 × 12 月 × 16 人 = 3,840,000 円			

飯塚市保育士生活資金貸付金条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成29年 月 日

飯塚市長 片 峯 誠

飯塚市規則第 号

飯塚市保育士生活資金貸付金条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、飯塚市保育士生活資金貸付金条例（平成29年飯塚市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸付けの申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により生活資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票抄本
- (2) 私立保育所等の長の作成する勤務証明書
- (3) 誓約書
- (4) 同意書

2 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、貸付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票謄本又は抄本
- (2) 誓約書
- (3) 印鑑証明書

（連帯保証人）

第3条 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者でなければならない。

（変更等の届出）

第4条 生活資金の貸付契約を締結した者又は条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、条例第8条第1項第2号に規定する届出をするときは、住民票謄本又は住民票抄本を添付しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する連帯保証人は、条例第8条第3項に規定する届出をするときは、死亡届の写し、死亡診断書の写し、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付しなければならない。

（貸付金の返還）

第5条 生活資金の貸付けを受けた者は、貸付終了後、別に提出する飯塚市保育士生

活資金返還計画書記載のとおり、5年間以内に貸付金を返還する。ただし、市長は、生活資金の貸付けを受けた者に対し、条例第11条及び第12条に従って返還の猶予及び免除を行う。

- 2 生活資金の貸付けを受けた者は、条例第9条の事由が発生した場合には、条例第10条に従い、貸付金全額を直ちに返還しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、生活資金の貸付けを受けた者は、貸付金の全部または一部について繰り上げ返還を行うことができる。その場合、生活資金の貸付けを受けた者は市長に対して、繰り上げ返還の内容を届け出なければならない。
- 4 修学資金の貸付けを受けた者は、返還すべき貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは民法第419条の規定に基づき、返還すべき金額につき年5パーセントの遅延損害金を市長に支払わなければならない。

(返還方法の変更)

第6条 市長は、修学資金の貸付けを受けた者が災害その他やむを得ない事情により生活資金を返還することが著しく困難であると認めるときは、前条第1項の計画書の内容を変更することができる。

(返還の猶予)

第7条 条例第11条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、猶予の可否を決定し、その旨を通知するものとする。

(返還の免除)

第8条 条例第12条の規定により生活資金の返還の免除を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、免除の可否を決定し、その旨を通知するものとする。
- 3 生活資金の返還の免除決定を受けた者は、課税対象となる当該決定金額について確定申告をしなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、生活資金の貸付けに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成29年9月15日現在

私立保育園給与格付比較

H29年度採用者

※6年目～9年目は按分

単位:円

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
経験年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
①保育士平均年収(賞与含)月額割	214,347	227,823	235,053	242,904	250,510	256,011	261,513	267,014	272,516	278,017
生活資金貸付	20,000	15,000	10,000	0	0	0	0	0	0	0
生活資金貸付を加えた月収	234,347	242,823	245,053	242,904	250,510	256,011	261,513	267,014	272,516	278,017
市役所平均年収(短大)月額割	215,600	223,467	237,600	246,400	255,600	264,933	274,400	283,467	312,133	320,400
市役所平均年収(4年大)月額割	237,600	246,400	255,600	264,933	274,400	283,467	312,133	320,400	328,400	336,000
②市役所平均年収(短大+4年大)月額割	226,600	234,933	246,600	255,667	265,000	274,200	293,267	301,933	320,267	328,200
差額①-②	-12,253	-7,110	-11,547	-12,763	-14,490	-18,189	-31,754	-34,919	-47,751	-50,183

福祉文教委員会資料
平成29年9月20日提出

平成29年8月1日

飯塚市長 片 峯 誠 様

飯塚市立図書館にかかる指定候補者について（答申）

飯塚市長から諮問を受けました標記のことについて、飯塚市指定管理者選定委員会において本委員会の自主性と独自性を堅持し、厳正中立つ慎重に選定を行った結果、下記のとおり選定いたしましたので答申いたします。

飯塚市指定管理者選定委員会
委員長 平部 康子



記

1. 選考結果

「飯塚市立図書館」の指定候補者については、次のものが適当であると判断する。

【指定候補者】

(住 所) 東京都文京区大塚三丁目1番1号
(団体名) 株式会社 図書館流通センター
(代表者) 代表取締役 石井 昭



なお、選定評価点数は下表のとおりである。

団 体 名	選定評価 点数／満点 (平均点／満点)
住 所 東京都文京区大塚三丁目1番1号 団体名 株式会社 図書館流通センター 代表者 代表取締役 石井 昭	559／700 (80／100)

※委員会の附帯意見

選定協議の中で、委員から指定候補者となる株式会社 図書館流通センターに対し、次のような附帯意見が出された。

提案された収支予算書は収支が赤字で計上されており、その理由をプレゼンテーションにおいて「次期5年間の事業における先行投資に対する意気込み」と説明された。しかし、これは市の募集に係る意図とは異なると考える。事業の実施においては市と十分に協議を行い、指定管理委託料等の収入の範囲で施設の効用を最大限に発揮するよう事業運営に努めること。

2 選考の経過等

指定候補者の決定に至るまでの経過については、以下のとおり3回の選定委員会を開催し、「飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」等に基づき審議した。

○ 第1回

日時 平成29年6月13日(火)午前9時

場所 飯塚市役所 2階 203会議室

飯塚市穂波福祉総合センター(現地調査)

- 内容
- ① 飯塚市立図書館(飯塚・ちくほ・庄内)の現地調査を行い、施設概要や管理・運営状況を把握した。
 - ② 選定評価基準及び採点方法を協議し、決定した。

○ 第 2 回

日時 平成 29 年 7 月 10 日 (月) 午前 9 時

場所 飯塚市役所 2 階 203 会議室

内容 ① 施設所管課へのヒアリング及び申請者から提出された書類を審査した。

② プレゼンテーションに際しての協議を行なった。

○ 第 3 回

日時 平成 29 年 7 月 21 日 (金) 午後 1 時 30 分

場所 飯塚市役所 4 階 入札室

内容 ① 申請者による事業計画等のプレゼンテーション

② 施設の管理・運営、収支予算、利用者の対応などの考え方等について申請者に確認した。

③ 選考基準に基づく採点及び審議

別紙のとおり選定基準による採点を行った。

本委員会としては慎重なる選定作業を行い、協議した結果、前記の申請者を指定候補者とすることが適当であると判断した。

3 審議における基本的考え方

指定候補者の選定にあたっては、次の基準に照らして審査することを基本とした。

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指定管理施設の性格又は目的に応じて別に定める基準に適合していること。